

感染症危険レベル2以上の地域から帰国、来日した学生・教職員またはその人と濃厚接触した人へ Ver.4.0

(2020.3.4)

2020年2月1日より新型コロナウイルス感染症は指定感染症に定められ、**感染症または疑いと診断された場合は治癒するまで出席停止（就業禁止）**となります。該当者は、大学の感染症対策を徹底するために下記の流れに従ってください。**今後、状況の変化で変更が生じる場合があります。**

- ① 感染症危険レベル2以上の地域から帰国又は来日した学生・教職員⇒帰国・入国時（感染症危険レベル2以上の地域を経由（トランジット）する場合も含む）
- ② 感染症危険レベル2以上の地域から帰国した人又は来日した人と濃厚接触のある学生・教職員⇒その時点

以下の該当部署に電話またはメールで連絡をしてください

留学生

国際交流課

電話：0852-32-6106
(内線：2074)
メール：ied-ryugaku@office.shimane-u.ac.jp

学生

学生支援課

電話：0852-32-9764
(内線：2514)
メール：ssd-gakusei@office.shimane-u.ac.jp

附属義務教育学校
幼児・児童・生徒

附属義務教育学校
において情報集約後
以下に報告
教育学部総務担当

電話：0852-32-6251
(内線：3520)
メール：edu-jimu@office.shimane-u.ac.jp

教職員
(松江キャンパス)

人事労務課企画・ 労務管理グループ

電話：0852-32-6622
(内線：2122)
メール：pld-romu@office.shimane-u.ac.jp

教職員
(出雲キャンパス)

医学部総務課 労務管理担当

電話：0853-20-2023
(内線：2023)
メール：mga-romu@office.shimane-u.ac.jp

帰国・入国時に発熱(37.5度以上) や呼吸器症状等がある場合は、空港等の検疫官に必ず自己申請する。

日本へ入国後2週間以内に
発熱や咳がある

入国時から2週間以内の
現在まで自覚症状はない

- 入国または濃厚接触後2週間は毎日体温測定をし、**嚴重に健康観察をする(自己管理カード記入)**
- 不要不急の外出を控え自宅で待機する

入国または濃厚接触後から
2週間に発熱や咳が出現

症状なく
2週間経過

帰国者・接触者相談センター*に連絡
指示された医療機関を受診する

所属キャンパスの
保健管理センターに報告

医療機関で新型コロナウイルス感染症または疑いと診断された場合は所属キャンパスの保健管理センターに電話またはメールで報告する

- 保健管理センター松江
電話：0852-32-6568 (内線：2801)
メール：health@soc.shimane-u.ac.jp
- 保健管理センター出雲
電話：0853-20-2099
メール：satoezoe@med.shimane-u.ac.jp
- 就学・就労について、合理的配慮の提供
- 治癒後に再度、保健管理センターへ報告

経過観察終了

* 島根県帰国者・接触者相談センター

【帰国者・接触者相談センター】	
保健所	専用電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	0 8 5 2 - 3 3 - 7 6 7 3
雲南保健所	0 8 5 4 - 4 7 - 7 7 7 8
出雲保健所	0 8 5 3 - 2 4 - 7 0 2 8
県央保健所	0 8 5 4 - 8 4 - 9 8 1 2
浜田保健所	0 8 5 5 - 2 9 - 5 9 7 0
益田保健所	0 8 5 6 - 3 1 - 9 5 1 2
隠岐保健所	0 8 5 1 2 - 2 - 9 6 0 0

* 感染が疑われる場合以外の一般的な相談先

受付時間（平日：8時30分～17時15分）

【一般相談窓口】

県庁・保健所	専用電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	0 8 5 2 - 3 3 - 7 6 3 8
雲南保健所	0 8 5 4 - 4 7 - 7 7 7 7
出雲保健所	0 8 5 3 - 2 4 - 7 0 1 7
県央保健所	0 8 5 4 - 8 4 - 9 8 1 0
浜田保健所	0 8 5 5 - 2 9 - 5 9 6 7
益田保健所	0 8 5 6 - 2 5 - 7 0 1 1
隠岐保健所	0 8 5 1 2 - 2 - 9 9 0 0
県庁健康推進課	0 8 5 2 - 2 2 - 5 8 4 2 (FAX: 0 8 5 2 - 2 2 - 6 3 2 8) 聴覚等に障がいのある方はFAXをご利用いただけます。